

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援



1. 賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金 令和7年度の申請受付は終了しました

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

2. 生産性向上に関する支援

③中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜
(土・日・祝日除く)）



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶよう簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑤ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金

問い合わせ先

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日
及び 12/29～1/3 を除く）



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑦労務費の適切な転嫁のための価格交渉 に関する指針 R8.1.1改正

問い合わせ先

- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策
調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするために、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

②中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④サービス等生産性向上 IT 導入支援 事業費補助金

問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑥小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

- ・商工会の管轄地域で事業を営む方>
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- ・商工会議所の管轄地域で事業を営む方>
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。



商工会議所地区

⑧受託適正取引等推進のためのガイドライン (取引適正化ガイドライン)

問い合わせ先

- ・中小企業庁取引課 03-3501-1669



発注企業と受注企業との間で、適正な取引が行われるよう、業種別の受託適正取引等推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

4. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑨働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・雇用環境・均等部企画課 052-857-0313



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（3%～7%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

5. 相談窓口

⑩よろず支援拠点

問い合わせ先

・愛知県よろず支援拠点
052-715-3188（電話での事前予約）



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、「よろず支援拠点」を設置しています。

⑪働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・愛知働き方改革推進支援センター
0120-006-802



「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

愛知労働局の問い合わせ先

愛知労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/sosikizu.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



⑫キャリアアップ助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリアアップを促進し、同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収の壁」を意識せず働く環境を整備するために処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

⑬中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

中小企業事業主のための【無料】相談窓口 愛知働き方改革推進支援センター

TEL 0120-006-802 名古屋市熱田区三本松町3-1
愛知県社会保険労務士会館2階

開所時間：平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く） aichi@workstylereform.net



愛知働き方改革推進支援センター
公式キャラクター

*当センターは、厚生労働省より委託を受ける公的支援機関です。

*当センターは「事業者様の支援」を目的としており、労働者様へのアドバイスは致しかねます。

*ご相談内容は秘密保護として取り扱い、目的外への使用は致しません。

*当センターは、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。
名鉄「熱田駅」駅東口より徒歩5分「熱田駅務室」北120m

お問い合わせ 検索 アクセス